



平成 28 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ヒマラヤ
代 表 者 代表取締役社長 野水優治
(コード番号 7514 (東証・名証第 1 部))
問い合わせ先 取締役管理本部長 大野輝文
(TEL 058-271-6622)

「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 14 日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を改定することを決議いたしましたので、下記の通り改定後の内容をお知らせいたします。

これは、弊社が監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い改定するものであります。

なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

記

当社は、経営理念である「お客様第一主義」に則り、公正な企業活動により社会的使命を果たすため、会社法および会社法施行規則に基づき、次のとおり当社および子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保する体制（以下「内部統制システム」という。）を整備する。

I. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長がコンプライアンス・オフィサー、管理本部長が委員長、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)、常勤監査等委員、本部長が委員を務めるコンプライアンス・リスク管理委員および外部有識者（弁護士、会計士、税理士、学者等）をもって構成し、四半期に 1 回の割合で開催する「コンプライアンス・リスク管理委員会（以下「C&R 管理委員会」という。）を設置する。
2. 当社は、コンプライアンスを全社に浸透させる組織として、社長がコンプライアンス・オフィサー、管理本部長が委員長、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)、常勤監査等委員、本部長、部長および ブロック 長が委員を務めるコンプライアンス・リスク 管理実行 委員をもって構成し、毎月 1 回開催する「コンプライアンス・リスク管理実行委員会」（以下「C&R 管理実行委員会」という。）を設置する。
3. 当社は、「C&R 管理実行委員会」の委員長からその指名を受けた者に、当社グループの使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
4. 当社の役員および使用人は、重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、「ヒマラヤグループ企業行動規準」に従って、「C&R 管理委員会」および「C

「&R 管理実行委員会」へ報告するものとする。

5. 当社グループの重要な通報について法令違反等が確認された場合は、当社は、外部有識者を含めた調査・対応チームで調査実施のうえ、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に役員および使用人に開示し、周知徹底する。
6. 当社グループのコンプライアンスの推進については、「コンプライアンス・グループマニュアル」を制定し、ここにコンプライアンスの基本原則を設ける。
7. 当社グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「ヒマラヤグループ企業行動規準」等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
8. 当社グループは、相談・通報体制（ホットライン）を社内外に設置し、当社グループの役員および使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、通報者の希望により匿名性を保障のうえ、通報者に不利益がないことを確保する。
9. **監査等委員会**は、独立した立場から、当社グループの内部統制システムの整備状況を含め、取締役（**監査等委員である取締役を除く。**）の職務執行を監査する。
10. 業務執行部門から独立した当社の内部監査室は、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じて、その改善を促す。
 11. 当社グループは、反社会的勢力との関係については、「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」に則り、一切の関係を持たず、介入等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。また、警察等外部機関や顧問弁護士とも緊密な連携を保ち、幅広く情報を収集するとともに不当要求は断固排除する。
 12. 当社は、当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備し運用する。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 法令および「文書管理規程」に基づき、文書等（電磁的記録を含む。）の保存を行う。
2. 情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」および「個人情報取扱規程（個人情報保護方針を含む）」により対応する。
3. 当社は、会社の重要な情報開示に関連する規程を整備し、法令等または取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備する。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 各部・店（名称を問わずこれに準ずる組織を含む）は、別に定める「リスク管理基本規程」に従って所管業務に係るリスクまたは損害発生を最小限に抑える仕組み等・内部統制の有効性を検証する。
2. 当社の内部監査室は、当社グループの内部統制に関する全社的整備状況の監査を行う。
3. 「C&R 管理委員会」は、当社グループの諸リスクに関する横断的監視および対応と総指揮を行う。
4. 「C&R 管理委員会」の事務局は、当社の法務・コンプライアンス室に設置する。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社グループ各社は、定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定や全社計画の進捗状況の確認ならびに取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の業務の執行状況の監督等を行う。
2. 取締役会付議事項および経営の基本方針に基づく全社戦略について、審議、決定するために、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) および常勤監査等委員が出席する経営会議を毎月1回以上開催する。

V. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、当社子会社を「関係会社管理規程」に基づき管理・運営する。
2. 「ヒマラヤグループ行動規準」「コンプライアンス・グループマニュアル」「関係会社管理規程」により当社グループのコンプライアンス確保、会計基準の同一性確保等、グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。
3. 当社グループに対しては、当社の内部監査室による調査の実施、および必要に応じ関係部門の担当者あるいは調査・対応チームによる聞き取り調査体制を構築する。
4. 当社および子会社に影響を及ぼす重要な事項については、当社の取締役会審議の前に、経営会議において多面的な検討を経る体制とする。
5. 当社は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、重要な案件に関する事前協議等、定期および随時に当社へ報告させるものとし、経営上の重要な事項については、関係会社管理規程に定める事項に基づき、子会社に対して事前に当社の取締役会へ付議させるように義務づける。
6. 監査等委員は、監査等委員自らまたは監査等委員会を通じて当社グループの監視・監査を効率的かつ適正に行えるよう会計監査人および当社の内部監査室との密接な連携等の確かな体制を構築する。

VI. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) と監査等委員会が意見交換を行う。

VII. 前号の使用人の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を選任した場合、その人事異動に関しては、事前に監査等委員会へ報告することとし、懲戒を含む評価については、監査等委員会の事前承認を必要とすることとする。
2. 監査等委員会からその職務の執行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該使用人は、当該指示については監査等委員会の指揮命令権に従うとともに、指示の有無・内容等につき監査等委員会に対し守秘義務を負うものとする。

VIII. 取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報

告に関する体制

1. 当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
2. 当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役 (監査等委員である取締役を除く。) および使用人等は、以下に定める事項について、発見またはその恐れがある場合に速やかに 監査等委員会 に対して報告を行う。
 - (1) 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - (2) 会社に著しい損害および利益を及ぼす恐れのある事実
 - (3) 取締役の職務遂行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実、当社の内部監査室が実施した監査の結果、関係部門の担当者あるいは調査・対応チームが取り纏めた報告書の内容
 - (4) 企業倫理に関する内部通報窓口および「パワハラ等」に関する相談窓口に対する通報の状況
3. 監査等委員会 が必要と判断した情報については、当社グループの取締役 (監査等委員である取締役を除く。) および使用人等に対し、報告を求めることができる。
4. 監査等委員会 に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
5. 監査等委員 が職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該 監査等委員 の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

IX. その他 監査等委員会 の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員会 の内、過半数は社外 取締役 とし、対外的透明性を担保する。
2. 監査等委員会 は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議や「C&R 管理委員会」および「C&R 管理実行委員会」などの重要な会議に出席するとともに、当社グループの主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役 (監査等委員である取締役を除く。) および使用人にその説明を求めることとする。
3. 監査等委員会 は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
4. 代表取締役と 監査等委員会 は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととする。
5. 取締役は、監査等委員会 の職務の執行にあたり、監査等委員会 が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

以 上